

# 理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。



## 多様な委員会活動

副会長 磯谷 文明 (46期)

私は、登録当初から子どもの人権と少年法に関する特別委員会に所属し、ほぼ一貫して「子ども畑」を歩いてきました。ところが、副会長に就任すると、14～15件程度の委員会や協議会を担当します（一弁、二弁との協議の場であり、いわゆる「三会モノ」や、WG、PTなどを含めると、30件近くになります）。そのほとんどは、これまで関わりがなかったところで、当会の委員会活動の幅の広さと活発さに驚きます。

人権擁護委員会は、基本的人権の擁護を使命とする弁護士集団において花形というべき委員会です。常時100件前後の人権救済申立事件に対応する傍ら、沖縄問題、格差問題、そして報道と人権など、重要な人権問題に取り組んでいます。

国際委員会は、弁護士会の外務省のようなところで、確かに華やかさにはありますが、一方で外国法事務弁護士の資格審査という、重要ですが地味な仕事も担当しています。

東弁・二弁合同図書館委員会は、皆さまが日々活用されている図書管理をしています。本を購入する時に

悩み、本を処分する時に悩み…。委員の皆さん、本をこよなく愛しているんですね。

紛議調停は、かつて不本意ながら「相手方」になったときもありましたが（汗）、委員会を担当して、改めて市民と弁護士の間を調整する大切な役割だと痛感しました。

当会は4つの公設事務所を設置していますが、その運営を担当するのが公設事務所運営特別委員会です。もっとも、判検事の弁護士職務経験も担当しているとは知りませんでした。

法制委員会は研究好きな会員の集まりで、今年度は、『債権法改正 事例にみる契約ルールの改正ポイント』を新日本法規から出版しました。委員会ではいつも高度な議論が展開されています。

紙幅の関係上、紹介できなかった委員会等も、充実した活動で弁護士会を支えています。特に若手の会員には、ぜひ委員会活動に積極的に参加していただければと思います。

## 日弁連から降ってくる?!

副会長 松山 憲秀 (46期)

日弁連は弁護士業務の進歩・改善を図るという観点から、実に様々な事柄について、各単位会に意見照会や要請をしています。東弁に対しても、様々な照会や要請が降りてきます。これらをできるだけ分かり易く会員の皆様にお伝えして、ご判断の材料として頂くことが私ども理事者の役割の一つです。

この夏から秋にかけても依頼者の本人特定事項の確

認義務や女性副会長クォータ制など、重いテーマに関わる照会や要請が目白押しです。私も会員集会、常議員会を通じて「キレもあるけど、こくもある」説明を目指しますので、お耳をお貸し下さいますよう、お願い致します。

## 意見照会の夏

副会長 露木 琢磨 (46期)

副会長に就任して、早4ヶ月、夏休みのシーズン到来です。私たち副会長も、平日1週間のお休みがいただけることとなっています。

ところが、7月末に、日弁連から相次いで「民事司法改革グランドデザイン」(9月29日回答期限)、「民事執行法の改正に関する中間試案」(8月31日回答期限)に関する意見照会が来てしまいました。

意見の作成については、各委員会をお願いいたしますが、担当副会長として内容を全く知らないという訳にはいかず、予算案の理解に明け暮れたゴールデンワークに続き、勉強の夏になってしまいました。

ありがたいような、ありがたくないような、とにかく頑張ります。

## 蒲田法律相談センター共同執務室

副会長 榊原 一久 (48期)

蒲田には、東京三会で運営している蒲田法律相談センターがありますが、東京弁護士会では、若手会員の業務支援のため、弁護士経験5年未満の会員専用の共同執務室を設けています。利用日の前日までに予約をすれば、5年未満の東京弁護士会の会員であればどなたでも利用することができ、執務室利用者は、その日の法律相談や電話相談に同席し、直接受任となった場合は相談担当弁護士と共同で事件処理することもできます。

弁護士登録間もない時は、法律相談や打ち合わせな

どでどのように対応し、アドバイスをすれば良いかわからないことも多いかと思えます。蒲田の共同執務室を利用すれば、相談担当弁護士の実際のやりとりを見聞きし、場合によっては担当弁護士の了解を得て相談者にアドバイスをしたりすることもできます。間仕切りのある机といすもあり、ちょっとした仕事をここで行うこともできますので、5年未満の会員の方々は是非ご利用ください。詳しくは、蒲田法律相談センター(TEL 03-5714-0081)まで。

## 綱紀・懲戒制度の充実を

副会長 遠藤 常二郎 (39期)

先日の夏期合同研究において若手会員向けに綱紀・懲戒制度をテーマにしたパネルディスカッションを開催したところ、多くの若手会員に参加して頂きました。あらためて、綱紀・懲戒事例は会員の関心事であることが分かりました。会員の方で懲戒事件についてもっと深く知りたいという方は是非、綱紀委員に応募されることをお勧め致します。綱紀委員として、多くの事案に

触れることは、自己の事件処理においても大変勉強になるはずです。

綱紀・懲戒制度は弁護士自治の根幹をなす制度ですので、今年度理事者としては、綱紀・懲戒制度の充実を重要テーマとして取り組んでいきたいと思えます。

## わいがや執行部

副会長 平沢 郁子 (41期)

私の担当には、広報、災害、研修などの他、民事介入暴力対策委員会、労働法制特別委員会、住宅紛争処理委員会などの業務系の委員会もあります。民暴委員会では、全国大会や合宿に参加する中で、暴力団排除条項の活用例についてのパネルディスカッションを聞いたり、労働法制委員会では、企業のグローバル化に対応して労働組合の動きも変化してきている話を聞いた

りしています。今まで関わってこなかった委員会だけに、新鮮な知識を得られるという役得に浴しています。

任期の3分の1が過ぎました。今年度理事者は、わいがやがや楽しくやっていると、[わいがや執行部]と言われたりしておりますが、残任期については、スケジュールを立てて着実に業務を進めたいと思っております。